

### 【避難指示解除準備区域】

避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認された地域です。

### 【居住制限区域】

避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の方の被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難を継続することが求められる地域です。

### 【帰還困難区域】

事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域です。

内閣府「避難指示区域の見直しについて」より作成

避難指示解除準備区域は、当面の間は引き続き避難指示が継続されることとなりますが、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域です。

居住制限区域は、住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域です。年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実と確認された場合には、「避難指示解除準備区域」に移行することとされています。

帰還困難区域は、2012（平成24）年3月時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域が相当します。

本資料への収録日：2014年3月31日

#### 関連 Q&A

- ・2章 QA12 避難指示基準及び同基準の見直しの基準を年間20ミリシーベルトとした経緯は何ですか
- ・2章 QA28 「避難指示解除準備区域」とは何ですか
- ・2章 QA29 「居住制限区域」とは何ですか
- ・2章 QA30 「帰宅困難区域」とは何ですか